

自由論題 5「東アジアの政治と社会」・報告 2

報告テーマ

1980年代における党政関係の制度化と司法監督の導入—行政訴訟法の制定過程に着目して—

Installment of the Judicial Supervision and Institutionalization of the Party-State Relationship in 1980's: Focusing on the Law-Making Process of the Administrative Procedure Law

氏名(所属)

内藤 寛子 (東北大学)

要旨(800字程度)

人民法院は、人民代表大会や行政機関から独立しておらず、違法立法審査権を与えられていないことから、政策決定過程における人民法院の影響力は極めて小さいと考えられてきた。しかし、本報告が注目する行政訴訟法は、人民法院の政治的権限に大きな変化をもたらす可能性があった。特に、行政機関と人民法院の間の権力関係に大きな影響を与え得る法案であった。

行政訴訟法の導入に関し、先行研究は、西側の概念である三権分立の重要な要素となる行政訴訟法の制定を、なぜ中国共産党は実施したのか、という問いについて検討した。先行研究は、行政訴訟法の必要性に関して、中国共産党及び上級政府が下級政府との間の本人代理人関係を正常化するために司法監督の導入が不可欠であったためであると指摘し、中国における行政訴訟法の構造的機能について説明した。そしてこのような機能をもつ行政訴訟法であったため、その導入に関して、上級政府は利益的な制度であると捉えていると看做した。

しかし、本報告が検討するところによると、政府は必ずしも行政訴訟法を利益的な制度であると捉えておらず、立法過程における政府の抵抗は非常に強かった。また、行政訴訟法制定によって行政機関を監督する権利(司法監督)が与えられる人民法院の姿勢も積極的ではなかった。つまり、先行研究は、行政訴訟法制定に至る具体的な過程と、それをめぐる中国共産党の意図、および中国共産党による行政機関と人民法院の間の権力関係の調整過程を明らかにしていない。

本報告は、先行研究の課題を踏まえ、行政訴訟法の起草がどのような時代背景のもとで行われたのかという点に注目し、中国共産党が行政訴訟法制定に取り組んだ過程と論理を検討する。そして、中国共産党は行政機関が過度に占有していた権力を人民法院に監督させる構造として行政訴訟法を制定し、中国共産党の行政機関に対する領導的地位の保持を、人民法院に付与した司法監督という政治的機能に基づいて行うことで、党政関係の制度化を試みたことを明らかにする。